

令和4年10月

協会けんぽ（社会保険）適用除外事業所 様へ

新規従業員等の加入手続きについてのお願い

適用除外承認申請については、事実の発生した日（適用除外年月日）から14日以内に年金事務所へ申請することとなっています。ただし、やむを得ない理由により14日以内に届出ができなかった場合は「遅延理由書」の添付が必要となっております。

しかし、昨今、「遅延理由書」を添付して年金事務所へ提出した場合であっても、適用除外が非承認となり、食品国保に加入できずに、協会けんぽ（社会保険）の強制適用となるケースが生じていますので、速やかに年金事務所へ申請をお願いいたします。

なお、適用除外が非承認となった場合、食品国保の保険証の使用は医療費の返還請求の手続きなど経済的、時間的に煩わしい負担が発生することになります。

つきましては、令和4年10月からの14日を過ぎてしまった場合の取扱いを次のとおりとさせていただきますのでご承知おき願います。

ご不明な点がございましたら、食品国保にお問い合わせください。

事実の発生した日（適用除外年月日）から14日を過ぎた届出の場合、保険証の交付は年金事務所からの「適用除外承認証」の写しを食品国保に提出後。

（14日以内の年金事務所への申請であれば、従来通りの保険証の交付となります。）

- ※1 保険料の納入通知書は、これまでどおり食品国保に届出した翌月にまとめて事業主に請求いたします。
- ※2 食品国保への手続きを代行している社会保険労務士等の方がいらっしゃいましたら、当案件について各事業所様より周知していただきますよう併せてお願い申し上げます。

静岡市食品国民健康保険組合
Tel.054-253-4533